



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 22 日(金)
第 7 8 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任（2件）（909・910）（指導管理室）・・・・・・・・ 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任の一部改正（911）（〃）・・・・・・・・ 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（912）（米子保健所）・・・・・・・・ 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（913）（景観まちづくり課）・・・・・・・・ 4
	土地改良区の定款の変更の認可（914）（耕地課）・・・・・・・・ 4
	保安林の指定施業要件の変更予定（915）（森林保全課）・・・・・・・・ 4
	鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の一部改正
	（916）（水産課）・・・・・・・・ 5
	公共測量の実施（917）（管理課）・・・・・・・・ 5
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正（23）（教育総務課）・・・ 6

告 示

鳥取県告示第 909 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

恩給法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 6 号）の規定による改正前の恩給法（大正 12 年法律第 48 号）第 9 条ノ 3 及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正 12 年鳥取県令第 55 号）第 7 条ノ 2 の規定による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部福利厚生室

室長補佐 漆原 芳彦

3 委任期間

平成 18 年 12 月 22 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 910 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 16 号）第 7 条に規定する徴収吏員について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部公園自然課

参事兼課長補佐 西村治寿賀

副主幹 懸樋 順一

主事 大村理恵子

3 委任期間

平成 18 年 12 月 22 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 911 号

平成 18 年鳥取県告示第 280 号（出納長の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。		1 委任させた事務及び委任を受けた出納員 次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。	
委任させた事務	委任を受けた出納員	委任させた事務	委任を受けた出納員
恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務	鳥取県総務部福利厚生室 副主幹 田中 聡	恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納事務	鳥取県総務部福利厚生室 <u>室長補佐 竹内 和久</u> 副主幹 田中 聡
略		略	
2 略		2 略	

鳥取県告示第 912 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日

ナガイ薬局境港店

境港市米川町 286

平成 18 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 913 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県告示第 914 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成 18 年 12 月 18 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 915 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月 910 の 1、910 の 3 から 910 の 13 まで、910 の 24、910 の 25、917 から 925 まで、925 の 1、926、926 の 1、927 から 930 まで、930 の 1、930 の 2、931 の 1 から 931 の 7 まで、932、932 の 1、933 の 1、933 の 2、934、935 の 1、935 の 2、936、937、947 の 2 から 947 の 12 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 916 号

平成14年鳥取県告示第653号（鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一及び二 略</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】 小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。 <u>刺網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>	<p>一及び二 略</p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】 小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>

鳥取県告示第 917 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（平成 18 年度鳥取市都市計画図（数値地図 2,500）図化修正業務）
- 2 作業期間 平成 18 年 9 月 12 日から平成 19 年 3 月 20 日まで

3 作業地域 鳥取・福部・気高・鹿野・青谷・用瀬地域

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 23 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会障害児教育室	鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会障害児教育室
鳥取県教育委員会事務局職員〔任期付職員（教育相談員）〕採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から 1 月間	教育委員会高等学校課				
鳥取県立学校現業職員採用候補者選	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	鳥取県立学校現業職員採用候補者選	<u>試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位</u>	<u>試験結果の通知日から 1 月間</u>	<u>教育委員会高等学校課</u>

考 試 験				考 試 験			
略				略			